

明石市更生支援ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 軽度の知的障害若しくは精神障害又は認知症等による判断能力の低下のために軽微な犯罪を繰り返す者（以下「触法障害者等」という。）の再犯を防止するための支援のあり方に関する意見交換を行うため、明石市更生支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、本市における触法障害者等による再犯の防止に向けた支援のあり方に関する意見交換を行うものとする。

(組織)

第3条 ネットワーク会議の構成員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 司法関係者
- (2) 矯正及び更生保護に関する施設の代表者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 障害者関係団体の代表者
- (5) 地域活動団体の代表者
- (6) 行政関係者
- (7) その他市長が特に必要と認める者

(期間)

第4条 ネットワーク会議の設置期間は、平成31年3月31日までとする。

(会議)

第5条 ネットワーク会議は、市長が招集する。

(庶務)

第6条 ネットワーク会議の庶務は、福祉総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成28年4月21日制定）

(施行期日)

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成29年3月27日制定）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。